

ご存じですか？

とうきょう と しょうがい しゃ
東京都障害者

令和7年
7月1日 施行

じょうほう
情報コミュニケーション
じょうれい
条例

しょうがい しゅるい ていど おう
障害の種類や程度に応じた
コミュニケーション方法の
ていぎょう りかい はいりょ
提供についてご理解・ご配慮を
ねが
お願いします。



たよう しゅだん れい
多様なコミュニケーション手段の例

手話



点字



コミュニケーション
ボード



絵図等の提示



じょうれい めざ
条例が目指すこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

東京都は、多様なコミュニケーション手段の普及啓発などに取り組んでいきます。

障害のある方への
情報提供方法の具体例はこちら



東京都福祉局